

環境学習アドバイザー派遣事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、和歌山県及び県内の市町村、学校、事業者、住民団体等（以下「主催者」という。）が実施する環境保全に関する研修会、講演会、学習会等（以下「研修会等」という。）に環境学習アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣することにより、環境保全に関する活動を支援し、もって県民の環境学習の推進を図ることを目的とする。

（アドバイザーの職務）

第2条 アドバイザーは、要請に応じ、派遣が決定した研修会等において、講義、講演又は必要な指導、助言等を行う。

2 アドバイザーの担当分野は、地球環境、大気・水・土壌環境、自然・動植物関係、ごみ・リサイクル及び環境学習全般の各分野とする。

（アドバイザー選任及び登録）

第3条 アドバイザーは、県内在住で、前条第2項に規定する担当分野において、それぞれ、専門的な知識を有する者、環境保全に資する活動を積極的に実践している者、その他この事業の実施に関し適当であると認められる者のうちから、別に定める基準に従い選任し、和歌山県環境生活部環境政策局脱炭素政策課（以下「脱炭素政策課」という。）において登録する。

（アドバイザーの任期）

第4条 アドバイザーの任期は、登録の日からその年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定によりアドバイザーを再登録する場合においては、当該アドバイザーにその旨を書面で通知することにより、前条の登録があったものとみなす。

（アドバイザー登録の取消し）

第5条 アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

（1）やむを得ない事由により活動を行うことができなくなったとき。

（2）本人又はその代理人から辞任の申し出があったとき。

（3）地位を利用して営利活動、宗教活動又は政治活動を行ったとき。

（4）虚偽の申請を行うなど、アドバイザーとして適任でない認められるとき。

2 前項第3号及び第4号の規定により登録を取り消したときは、当該アドバイザーに対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

（謝金）

第6条 アドバイザーが第2条第1項に規定する業務に従事したときは、別に定める基準に基づき、予算の範囲内において謝金を支給する。

（旅費）

第7条 アドバイザーが第2条第1項に規定する業務に従事したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）の規定による一般職の職員に支給する旅費相当額の範囲内で別に定める額を支給する。

（派遣）

第8条 アドバイザーを派遣する研修会等は、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。

(1) 県民の環境保全に関する知識の普及、意識の高揚及び環境学習の推進に資すると認められるもの

(2) 和歌山県内で開催されるもの

(3) 20人以上の参加者が見込まれるもの（学校に対する派遣を除く。）

(4) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないもの

2 アドバイザーの派遣は、原則として1回に1名とする。

3 主催者が同一である研修会等に対するアドバイザーの派遣は、同一年度において原則として3回を限度とする。

（派遣の申請）

第9条 アドバイザーの派遣を受けようとする主催者は、原則として当該派遣を受けようとする研修会等を実施する10日前までに、環境学習アドバイザー派遣申請書（別記第1号様式）により脱炭素政策課に申請しなければならない。

（派遣の決定等）

第10条 前条の規定による派遣の申請があった場合は、脱炭素政策課は第8条の規定に基づいてこれを審査し、環境学習アドバイザー派遣通知書（別記第2号様式）により、その採否を申請者に通知する。

2 脱炭素政策課は、前項の規定によりアドバイザーの派遣を行うことを決定したときは、直ちに該当アドバイザーに派遣要請を行うものとする。

3 脱炭素政策課は、第1項の規定によりアドバイザーの派遣を行わないことを決定したときは、同項の通知書にその理由を記載しなければならない。

（結果報告）

第11条 アドバイザーの派遣を受けた主催者は、当該派遣を受けた研修会等を実施した日から10日以内に、研修会等の実施結果を環境学習アドバイザー実施結果報告書（別記第3号様式）により脱炭素政策課に報告するものとする。

（経費負担）

第12条 知事は、アドバイザーの派遣に要する経費のうち謝金及び旅費を負担し、その他の経費については、原則としてアドバイザーの派遣を受けた主催者が負担するものとする。

2 前項の規定により知事が負担する経費の支払に関する事務は、脱炭素政策課が行う。

（庶務）

第13条 この要綱に関する事務は、脱炭素政策課で掌る。

附 則

この要綱は、平成15年 7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 9月20日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。